（前のページより続き）

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、イスラエル国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同六八）

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、リトアニア共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同六九）

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ラトビア共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同七〇）

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、オランダ王国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同七一）

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ノルウェー王国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同七二）

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ポーランド共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同七三）

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ポルトガル共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同七四）

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州評議会開発銀行の標章を指定した件（同七五）

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州医薬品庁の標章を指定した件（同七六）

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、ユークリッド大学の標章を指定した件（同七七）

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」の標章を指定した件（同七八）

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、ユーラシア経済共同体の標章を指定した件（同七九）

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、スウェーデン王国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同八〇）

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、スロベニア共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同八一）

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、スロバキア共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同八二）

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の標章を指定した件（同八三）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件

（経済産業・環境三）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第九条第六項の規定に基づく平成二十三年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量

（環境二六）